

有害作業場の作業環境について

高橋久徳

東京工業大学 精密工学研究所

1.1 国立大学法人化と有害作業場の関連性

平成 16 年 4 月より国立大学は国立大学法人に移行しているのは周知の事実だが、これに伴い人事院規則から労働基準法、労働安全衛生法へと移行することもご存じであろうか。

労働安全衛生法を踏まえて大学として取り組まなくてはならない管理体制、より安全で衛生的な有害作業場の作業環境について述べる。

1.2 労働安全衛生法

労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

1.3 安全衛生管理体制

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

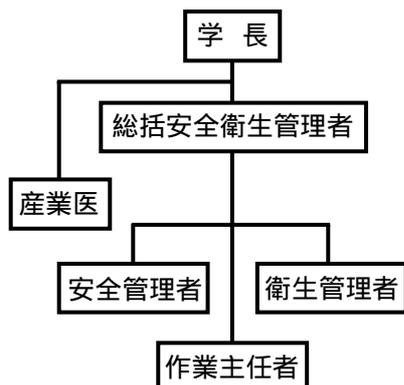
1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

などがある。

また、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者免許を有する者のうちから労働者の数に応じ一定数以上の衛生管理者を選任し、安全衛生業務のうち、衛生に係わる技術的な事項を管理させなければならない。

と規定されている。

下記に労働安全衛生法に定める安全衛生管理体制の大学でのブロック図を示す。



安全管理者は大学には法的には選任義務なし

図 1 ブロック図

1.4 有害作業場の作業環境

第1種，第2種有機溶剤，特定化学物質等を使用している実験室等においては，局所排気装置，作業主任者の設置等が必要になってくる．また，特定有害業務の行われる場所については，労働安全衛生法施行令第21条により，定期に作業環境測定を行い，その結果について記録を作成しておかなければならない．測定内容は，当該有機溶剤の濃度測定，特定化学物質の第1類物質，第2類物質の空気中の濃度測定等が挙げられる．

この測定は作業環境測定士または作業環境測定機関に測定させなければならないが，大学で資格を取得することを奨励されている．

また健康障害を防止するため必要な措置を講じることも重要である．

しかし，可能な限り有害性の少ない薬品に変更していくことが安全衛生対策の第一歩と言える．

1.5 参考

参考に，労働安全衛生法に関する主な資格を下記に示す．

資格名	取得方法
第一種作業環境測定士(or環境計量士(濃度))	免許試験
有機溶剤作業主任者	技能講習
特定化学物質作業主任者	技能講習
鉛作業主任者	技能講習
酸素欠乏危険作業主任者	技能講習
第一種圧力容器取扱作業主任者	技能講習
ガス溶接技能講習	技能講習
粉じん作業特別教育	講習
エックス線作業主任者	免許試験
クレーンの運転の業務に係る特別教育	講習
玉掛技能講習	技能講習

表1 主な資格

1.6 参考文献

- (1) 有機溶剤作業主任者テキスト（中災防発行）
- (2) 有機溶剤中毒予防規則の解説（中災防発行）
- (3) 特定化学物質等作業主任者テキスト（中災防発行）
- (4) 特定化学物質等障害予防規則の解説（中災防発行）
- (5) 新衛生管理（上）（第一種）（中災防発行）
- (6) 新衛生管理（下）（第一種）（中災防発行）
- (7) 局排装置及び除じん装置の定期自主検査指針の解説（中災防発行）
- (8) やさしい局排設計教室（中災防発行）
- (9) 環境計量士への近道（上）（社）日本環境測定分析協会）
- (10) 環境計量士への近道（下）（社）日本環境測定分析協会）